

## 平成 29 年度の保育所等利用者負担額について

### 1 国の動向

#### (1) 消費税 10%の増税時期

子ども・子育て支援新制度の財源に充てるとしていた消費税 10%の増税が、平成 31 年 10 月に延期

#### (2) 幼児教育の段階的な無償化に向けた取組

対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとしている。

##### ■ 幼児教育の段階的な無償化等（平成 29 年度内閣府予算）

- ・ 市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育料を無償化とする。
- ・ 年収 360 万円未満のひとり親世帯等について、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する。
- ・ 1 号認定子どもについて、年収約 360 万円未満相当世帯の保育料を軽減する。

#### (3) 平成 29 年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

8,119 園中累計 3,024 園が移行予定(検討中を含む) 37.2%(前年度比+8.0%)

### 2 本市の状況

#### (1) 多子世帯等の保育料軽減の実施（平成 28 年度）

※国の幼児教育の段階的な無償化の取組に合わせ、多子世帯等の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満相当の世帯について負担軽減措置を拡充

#### (2) 平成 29 年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況

28 園中累計 10 園が移行予定 35.7%（前年度比+3.6%）

※今後も両者が並存することが見込まれるため、幼稚園の新制度への移行状況を見極めつつ、それぞれの幼稚園の利用者間に不均衡や不平等が生じないように配慮する必要がある。

### 3 本市の方向性

- (1) 国において基準額を据え置く場合は、平成29年度の長野市の保育所等利用者負担額についても据え置きすることとする。
- (2) 国において幼児教育の段階的な無償化に向けた取組を実施する場合は、国の方針に合わせ、本市の保育所等利用者負担額についても適切に運用することとする。

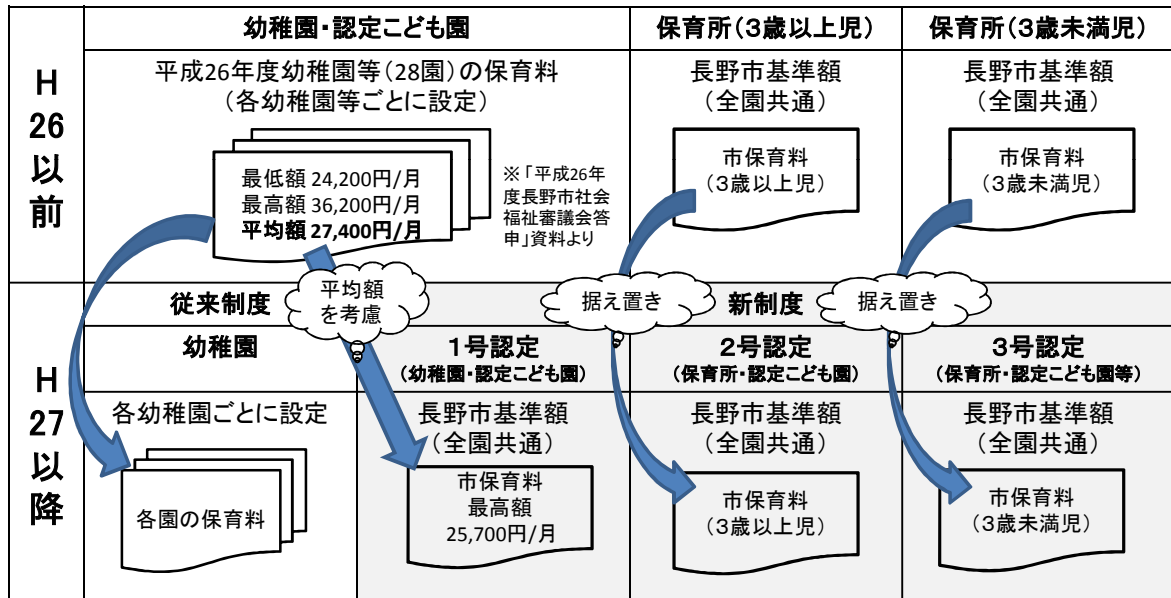
# 参考資料

## 保育料の現状について

### 1. 子ども・子育て支援新制度における保育料の設定について

#### ◆保育料設定の考え方

新制度施行前の幼稚園、保育所の保育料の水準を基に、具体的な料金設定を行う。



## 2. 1号認定

### 利用施設: 幼稚園、認定こども園

- ・幼稚園就園奨励費補助金を考慮し、保護者が実際に負担している料金を保育料として設定(次ページ参照)
- ・新制度に移行する幼稚園と引き続き幼稚園就園奨励費補助を受ける幼稚園とが並存することから、それぞれの幼稚園の利用者間に不均衡や不平等が生じないように設定

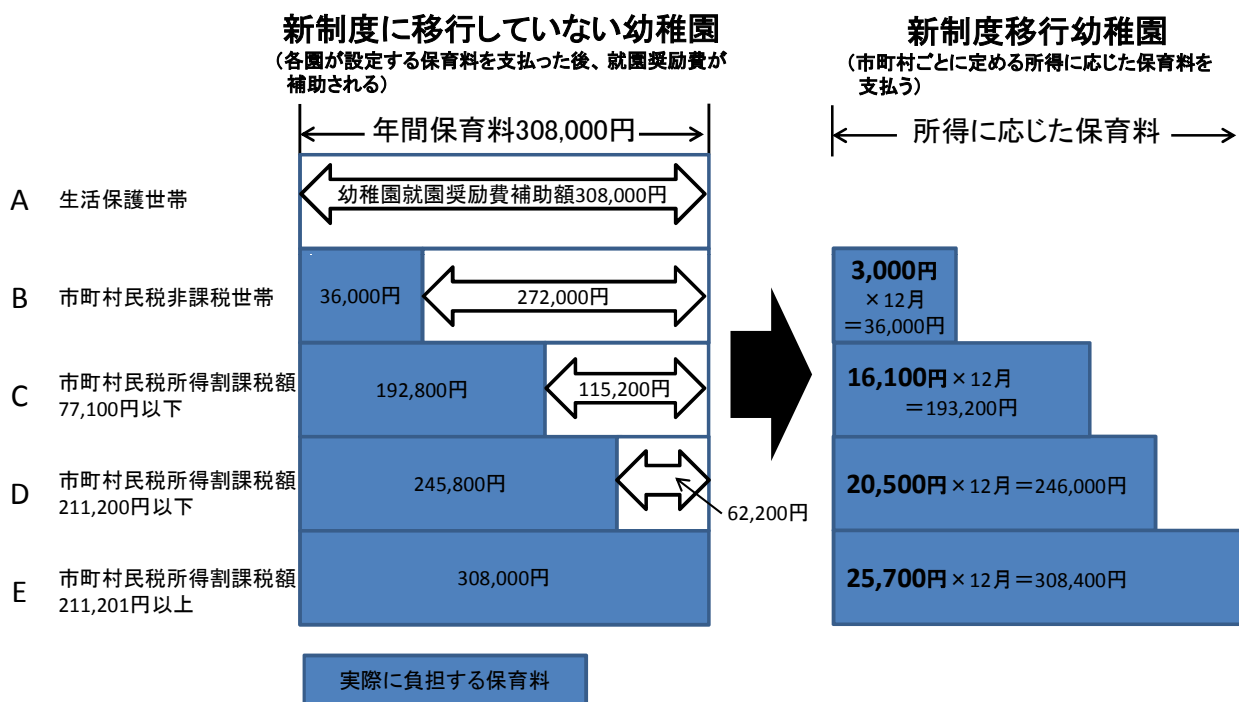
#### 基準額表(月額)

階層区分	定義	保育料
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
E	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ・小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、2人目は上記金額の半額に、3人目以降は無料となります。
- ・ひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

# 幼稚園就園奨励費補助と新制度の保育料との関係

私立幼稚園の保育料の全国平均額(約308,000円/年)から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定



## 3. 2号・3号認定

利用施設：保育所、認定こども園等

- ・所得階層区分の設定は、国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更
- ・保育標準時間の保育料については、従来の保育料を据え置いた金額とした。
- ・新設の保育短時間の保育料については、国基準に合わせて保育標準時間の約98.3%を基本に設定

基準額表(月額)

階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

・小学校就学前までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育園、認定こども園等を利用している場合、2人目は上記金額の半額に、3人目以降は無料となります。

・ひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。